

文京のかんきょう

令和3年度版
《令和2年度事業内容》



(令和2年度 環境保全ポスター図案コンクール金賞作品)

文京区
令和3年9月

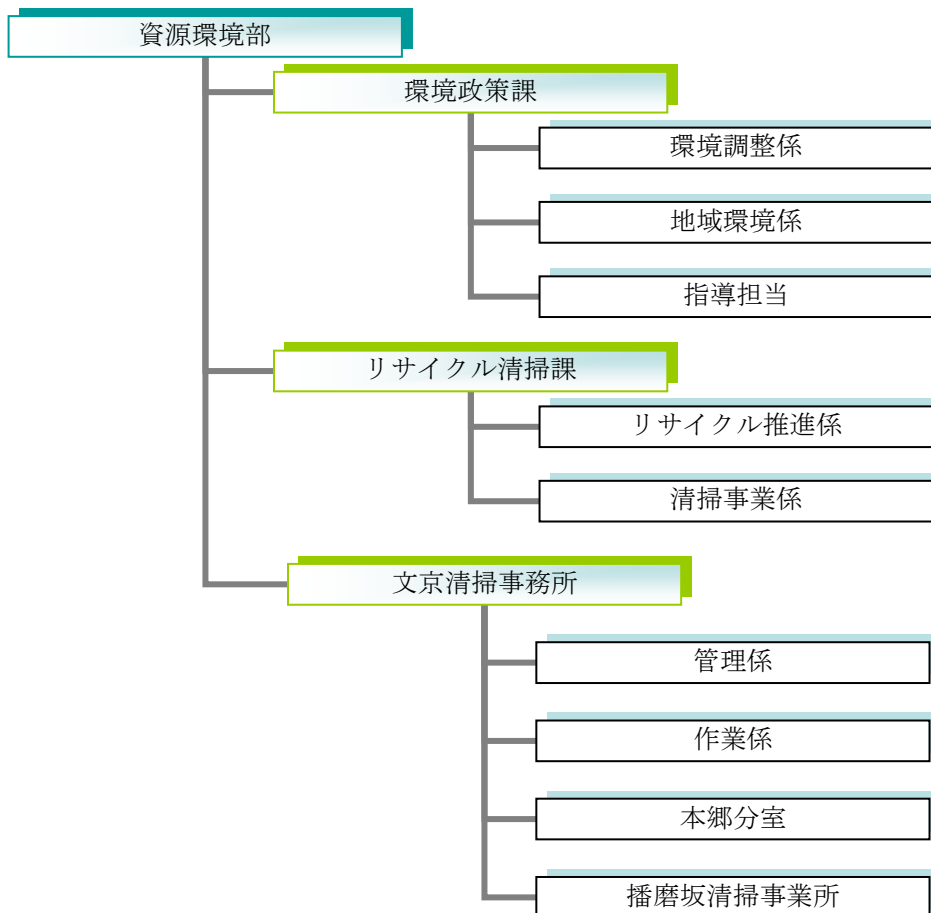
目 次

I	総説	
1	環境政策課の業務の概要と係の構成	1
2	環境行政のあらまし	2
II	環境に関する計画	
1	文京区環境基本計画	4
2	文京区地球温暖化対策地域推進計画	5
3	文京区生物多様性地域戦略	6
4	第3次文京区役所地球温暖化対策実行計画	7
III	地球温暖化対策に関する施策	
	文京区地球温暖化対策地域推進協議会	11
IV	地球温暖化対策に関する啓発事業	
1	環境保全ポスター図案コンクール	12
2	文京版クールアース・デー	12
3	親子環境教室（文京 eco カレッジ）	14
4	環境ライフ講座（文京 eco カレッジ）	15
5	環境ライフサポーター制度	15
6	わが家の省エネチャレンジ事業	15
7	節電・省エネに向けた取組	16
8	みどり東京・温暖化防止プロジェクト	16
V	新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成	
1	申請期間	17
2	助成実績	17
VI	生物多様性に関する施策	
1	文京区生物多様性地域戦略協議会	18
2	文の京生きもの写真館	18
3	親子生きもの調査	18
VII	喫煙とポイ捨て禁止等に関する啓発	
1	喫煙等禁止周知・啓発キャンペーンの実施	19
2	掲示物等による周知・啓発	19
3	喫煙マナーアップ活動	20
4	屋内喫煙所設置費助成	21
VIII	その他の環境対策	
	低公害車の管理・購入について	22

I 総説

1 環境政策課の業務の概要と系の構成

(令和3年4月1日現在)



環境政策課事務分掌

環境調整係	4人	部の事務事業の総合調整及び連絡推進に関すること 部の予算及び決算の統轄並びに経理に関すること 部内他の課及び課内他の係に属しないこと 文京区役所地球温暖化対策実行計画に関すること
地域環境係	5人	環境に係る啓発及び事業に関すること 環境基本計画に関すること 文京区地球温暖化対策地域推進計画に関すること 文京区生物多様性地域戦略に関すること 公共の場所における喫煙対策に関すること
指導担当	8人	工場の認可に関すること 建築物の解体工事の事前周知等の指導に関すること 公害に関する届出書の受理 公害発生源に対する規制及び指導に関すること 公害に関する苦情及び陳情の処理 自動車騒音の調査、測定に関すること 公害関係資料の作成等に関すること

2 環境行政のあらまし

事業概要

環境政策課における環境関係の事業は、地球温暖化対策に関する事務、公共の場所における喫煙等の禁止に関する啓発、公害防止のための規制指導などがあります。

環境政策課における事務事業の概略は以下のとおりです。

(1) 環境基本計画の推進

平成 11 年 3 月に策定した『文京区環境基本計画』について、近年の社会的背景の変化に伴う課題に対応するため、計画期間を繰り上げ、平成 27 年度に行った現況調査と課題整理の基礎調査を踏まえ、平成 28 年度に計画改定を行いました。

(2) 地球温暖化対策の推進

『文京区地球温暖化対策地域推進計画』（平成 22 年 3 月策定、平成 27 年 3 月見直し、令和 2 年 3 月改定）の目標達成に向けて、区民・団体、事業者、区で構成する「文京区地球温暖化対策地域推進協議会」において、計画の進行管理を行っています。

(3) 生物多様性地域戦略の推進

『文京区生物多様性地域戦略』（平成 31 年 3 月策定）の目標達成に向けて、区民・団体、事業者、区で構成する「文京区生物多様性地域戦略協議会」において、計画の進行管理を行っています。

(4) 環境問題意識の啓発広報活動

区民の環境問題への意識向上を図り、環境保全に対する理解と協力を得るため、環境学習やイベント開催、区報やホームページに掲載するなど各種啓発活動に取り組んでいます。

(5) 喫煙とポイ捨て禁止等に関する啓発

歩行者の安全確保及び地域環境美化の観点から、区内全域での公共の場所における喫煙とポイ捨てを禁止し、周知・啓発及び巡回指導を行っています。

(6) 公害にかかわる苦情等の処理

騒音・振動・悪臭などの苦情申立を受けた場合は、その実態を調査し適切な改善指

導を行っています。

(7) 公害発生源対策

- ア 工場の設置又は変更の認可及び検査指導
- イ 指定作業場（自動車駐車場・ガソリンスタンドなど）の設置・変更届出の受理及び検査指導
- ウ 特定工場等（空気圧縮機・印刷機械など特定施設を有する工場・事業場）の騒音・振動規制及び指導。
- エ 特定建設作業（くい打機・さく岩機・空気圧縮機などを使用する作業）の騒音・振動規制及び指導
- オ 商業宣伝その他拡声機の使用制限及び日常生活に伴う騒音・振動などの規制及び指導

(8) 建築物の解体工事の事前周知等にかかわる指導

- 建築物の解体工事に伴う騒音等の紛争予防とアスベストの飛散防止対策の徹底を図るため、要綱に基づき指導を行っています。
- ア 建築物の解体工事に係る事前周知に関する標識設置
 - イ 近隣説明会等の実施・報告
 - ウ アスベストが使用されていることが判明した場合の除去計画の報告

(9) 相談指導

工場設置認可申請等にかかわる事前相談、公害防止についての技術的指導、あるいは規制基準のない公害についての相談指導などを行っています。

(10) 公害関係事故及び緊急時の措置

事故などがあつた場合、直ちに現場に行き緊急対応措置を指示し、原因の把握に努め、的確な情報を関係機関へ連絡すると同時に公表による注意喚起を行っています。また、光化学スモッグ注意報などの発令時には、保育園や教育機関への周知を行っています。

(11) 有害鳥獣対策

繁殖時のカラス被害対策の一環として、カラスの巣撤去、また、アライグマ・ハクビシン防除事業を行っています。

(12) 機器の貸出し

区民が直接公害の実態を把握するために、騒音計・振動計の貸出しを、また、区内の空間放射線量を把握するために放射線測定器の貸出しを行っています。

Ⅱ 環境に関する計画

1 文京区環境基本計画

(1) 策定の時期

平成 11 年 3 月（平成 29 年 3 月改定）

(2) 計画の基本的考え方

本計画は、区民が安心して健康に、そして快適に暮らせることや、社会の仕組みを人と自然が調和して持続的に発展できるかたちへと変えていくこと、さらには、かけがえのない私たちの地球環境を守っていくことを目指しています。

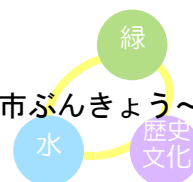
近年の社会的背景の変化に伴う課題に対応するため、計画期間を繰り上げ、平成 27 年度に行った現況調査と課題整理の基礎調査を踏まえ、平成 28 年度に計画改定を行いました。

(3) 計画の基本理念

- 1 環境問題への取組は、身近なものから地球全体を意識して、地域一丸となって進めます。
- 2 文京区の環境を構成する重要な歴史・文化、水、緑を、大切に守り、育てます。
- 3 環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らし続けられるよう、総合的に取り組めます。

(4) 環境共生都市ビジョン

ひとが^{ふみ}つなげる^{みやこ}文の京の誇れる“あした” ～環境共生都市ぶんきょう～



文京区の環境における特性といえる「歴史・文化」、「水」、「緑」を軸として、「ひと（区民など）」が、環境共生都市として誇れる「文の京」を、未来につなげていくまちを目指します。

(5) 計画期間

2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度まで 10 年間

(6) 進行管理

「文京区環境基本計画」の進捗状況を統一的に把握し、区の環境全体における状態を明らかにしていくことを目的とし、「文京区環境報告書」を作成しています。

2 文京区地球温暖化対策地域推進計画

(1) 目的

区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的とします。

(2) 計画の方向性

- 1 目標を区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で共有し、文京区の特徴に合わせて一体となって取組を進めていきます。
- 2 将来にわたって持続可能な都市の発展を実現していくために、脱炭素のまちを目指して二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- 3 より安全で快適、賑わいや活気にあふれたまちと暮らしを将来に引き継ぐため、気候変動の影響に適切に対応していきます。

(3) 計画期間

2020（令和2）年度から2030（令和12）年度まで11年間

(4) 二酸化炭素排出量の削減目標設定

- 1 総量目標として、文京区全体の二酸化炭素排出量について設定しています。
- 2 部門別目標として、民生（家庭）部門については、世帯あたりで設定し、民生（業務）部門については、床面積100㎡あたりで設定しています。

(5) 削減目標（二酸化炭素排出量）

総量目標

2013年度比 削減率 ▲ 28 %

部門別目標

民生（家庭）部門：1世帯あたり ▲ 794 kg-CO₂（削減率▲28%）

民生（業務）部門：床面積100㎡あたり ▲3,585 kg-CO₂（削減率▲34%）



（文京区地球温暖化対策地域推進計画 令和2年3月改定）

3 文京区生物多様性地域戦略

(1) 目的

身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の発展・再生のバランスを取ることにより、自然と共生した持続可能な社会を実現することを本戦略の目的とします。

(2) 生物多様性都市ビジョン

生きもの、ひと、くらしがつながり 豊かな文化を育むまち

このビジョンを実現するために、「くらし」と「まち」の姿を、以下のように目指していきます。

① 目指すべき「くらし」の姿

生きものとひとのくらしがつながり、新たな歴史と文化を紡ぐまち

② 目指すべき「まち」の姿

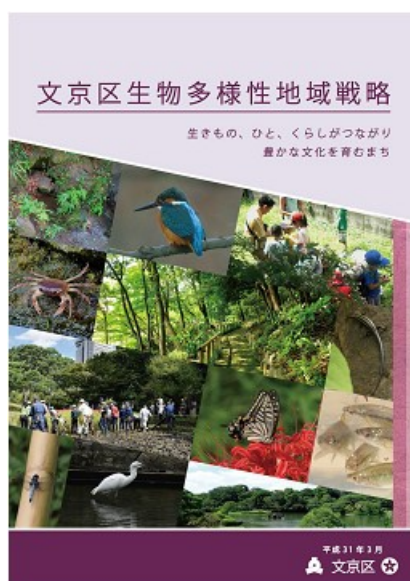
多様な生きもの、水、みどりとともに豊かに発展するまち

(3) 基本目標

- ・ 基本目標Ⅰ
「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る
- ・ 基本目標Ⅱ
生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する
- ・ 基本目標Ⅲ
生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する
- ・ 基本目標Ⅳ
生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

(4) 計画期間

2019年度から2028年度までの10年間を計画対象期間とします。



(文京区生物多様性地域戦略 平成31年3月策定)

4 第3次 文京区役所地球温暖化対策実行計画（令和2年度から令和6年度まで）

(1) 計画の内容

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」第21条第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている区の事務事業に係る温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画として、平成22（2010）年11月に策定した「文京区役所地球温暖化対策実行計画」の第3次計画として策定したものです。

区は、実行計画に基づき、温室効果ガス排出量等の削減目標の実現に向けて、様々な取組を行うとともに、実施状況を点検・公表することにより、地球温暖化対策の着実な推進を図っていきます。

(2) 二酸化炭素の排出状況等

令和2年度における区のエネルギー使用による二酸化炭素排出量は11,300t-CO₂となり、前年度と比較して4,429 t-CO₂減少し、平成25年度（基準年）の排出量と比較して38.6%の減少となりました。

二酸化炭素排出量が前年度に比べ減少している主な理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした区有施設の利用時間の縮小や、事業の中止などにより電気・ガスともに使用量が前年度より減少していることと、より二酸化炭素排出係数の低い電力会社へと切替えを行ったことなどが挙げられます。

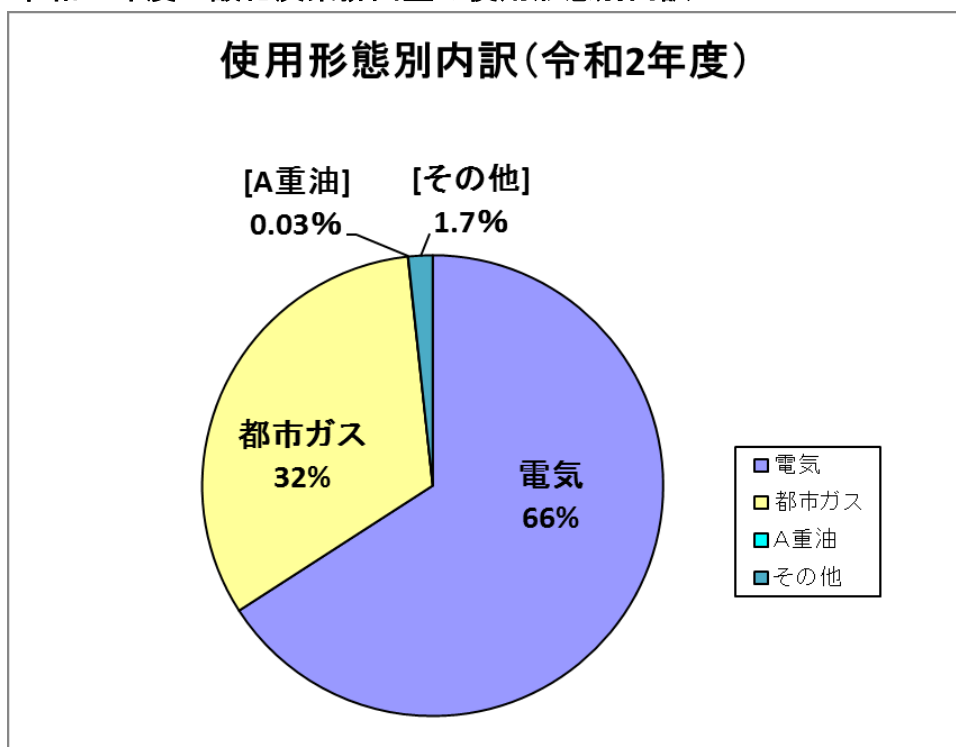
二酸化炭素を排出しているエネルギー燃料の使用形態別内訳については、大きな変化はありませんでしたが、全体総量としては減少傾向にあります。

引き続き、省エネルギー行動を進め、全庁的に適正なエネルギー管理の取組を進めていくことが必要です。

二酸化炭素排出量の推移				
実績	年度	実排出量		
		排出量（t-CO ₂ ）	原単位	指数
基準年	H25年度	18,402	4.69	100
前年度	R1年度	15,729	3.93	84
今年度	R2年度	11,300	2.83	60
目標	R6年度	15,666※	3.99	85

※令和6年度目標の二酸化炭素排出量については、基準年度と延床面積が変わらない場合のものとして設定しています。

(3) 令和2年度二酸化炭素排出量の使用形態別内訳



(4) 各種エネルギー別使用量と削減実績

ア 電力使用量

実績目標	年度	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	指数 (総量)	電気使用量 (kWh)	指数 (総量)
基準年	H25 年度	14,110	100	30,557,219	100
前年度	R1 年度	11,514	82	29,232,850	96
今年度	R2 年度	7,444	53	27,658,992	91
目標	R6 年度	11,994	85	25,973,636	85

イ 都市ガス使用量

実績目標	年度	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	指数 (総量)	都市ガス使用量 (m ³)	指数 (総量)
基準年	H25 年度	4,104	100	1,832,105	100
前年度	R1 年度	3,921	96	1,742,451	95
今年度	R2 年度	3,661	89	1,627,243	89
目標	R6 年度	3,488	85	1,557,289	85

ウ 水道使用量

実績 目標	年度	水道使用量 (m ³)	指 数 (総量)
基準年	H25 年度	505,953	100
前年度	R1 年度	460,709	91
今年度	R2 年度	350,559	69
目標	R6 年度	455,358	90

(5) 一般廃棄物の排出量と削減実績

実績 目標	年度	(ア) シビックセンター (付帯施設を含む)		(イ) シビックセンター以外の 区有施設※	
		可燃物	不燃物	排出量 (kl)	指 数
		排出量 (kg) (指数)	排出量 (kg) (指数)		
基準年	R1 年度	44,150 (100)	36,630 (100)	3,247	100
前年度	R1 年度	44,150 (100)	36,630 (100)	3,247	100
今年度	R2 年度	33,110 (70)	31,700 (87)	3,198	98
目標	R6 年度	39,892 (90)	33,097 (90)	2,934	90

※シビックセンター以外の区有施設では、有料ごみ処理券の使用による排出量管理を実施しています。

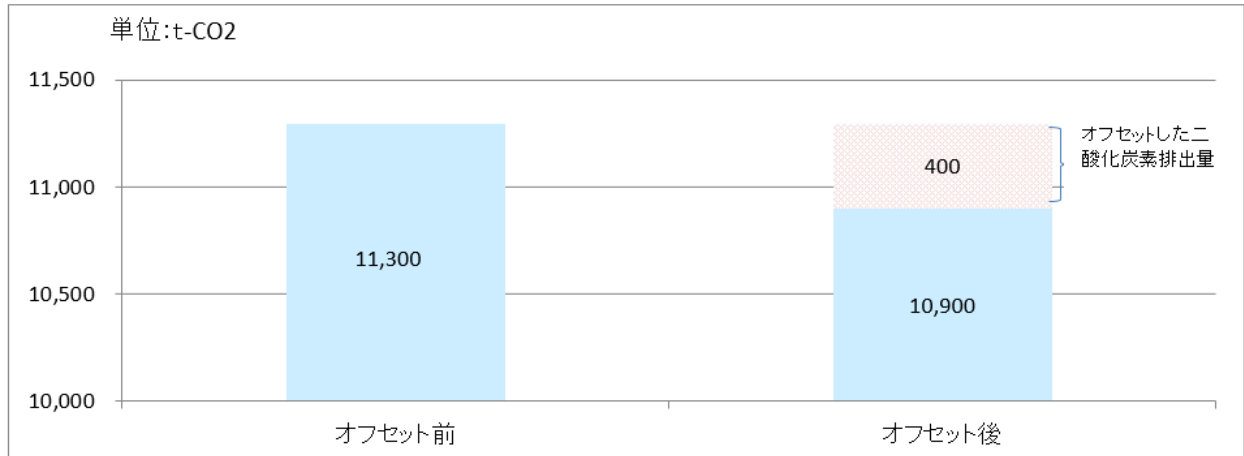
(6) 用紙類購入量と削減実績

実績 目標	年度	購入量 [千枚] (指数)
基準年	H25 年度	30,371 (100)
前年度	R1 年度	38,639 (127)
今年度	R2 年度	36,956 (122)
目標	R6 年度	24,297 (80)

(7) カーボン・オフセットの取組

区は新たに、第3次文京区役所地球温暖化対策実行計画に掲げる二酸化炭素の削減目標達成を目指すとともに、他自治体における森林整備に係る取組を支援するため、包括連携に関する覚書を締結している熊本県が販売するオフセット・クレジット（J-VER※）を400t-CO₂購入しました。

これにより、令和2年度における区のエネルギー使用による二酸化炭素排出量11,300t-CO₂から購入分の400t-CO₂をオフセットしました。



※カーボン・オフセットの取組を普及・促進するため、国内のプロジェクトにおいて実現された温室効果ガス排出削減・吸収量を自主的なカーボン・オフセットに用いられるクレジット（J-VER）として認証・発行する制度。

Ⅲ 地球温暖化対策に関する施策

文京区地球温暖化対策地域推進協議会

文京区は、区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的とした、「文京区地球温暖化対策地域推進計画」を2010（平成22）年3月に策定しました。その後、2015（平成27）年3月に計画の中間見直しを行い、気候変動対策の取組を進めてきました。

本計画は、2013年度を基準として、本区における2030年度の二酸化炭素排出量の削減目標を定め、区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的としています。

令和2年度は、本計画のさらなる取組を進めるため「文京区地球温暖化対策地域推進協議会」を、以下のとおり2回開催しました。

(1) 委員構成等

委員 20名以内：学識経験者3人以内、公募委員5人以内、
区内関係団体の推薦による者5人以内、区内事業者の代表5人以内、
関係機関の代表2人以内

幹事：資源環境部長、企画政策部長、区民部長、都市計画部長、教育推進部長

委員任期：2年以内（再任有）

(2) 開催状況

第1回 令和2年12月開催（書面開催）

① 文京区地球温暖化対策地域推進協議会実績報告について

第2回 令和3年2月開催（書面開催）

① 文京区地球温暖化対策地域推進計画（令和2年3月改定）の進捗管理方法等について

IV 地球温暖化対策に関する啓発事業

1 環境保全ポスター図案コンクール

昭和46年以来毎年、区内中学生を対象に環境保全をテーマにしたポスターコンクールを実施しています。令和2年度は、168作品の応募があり、10月20日に実施した審査会により金賞2点、銀賞3点、銅賞3点、佳作30点を選定しました。また、入選作品38点を11月27日～11月30日にシビックセンター区民ひろば、12月1日～3日までアートサロンで展示したほか、金賞作品2点のポスターを作成し、以下のとおり、環境保全の啓発活動に活用しています。

環境保全ポスターの掲出（全2回）	
期 間	（前期）6月8日～15日 （後期）12月7日～14日
場 所	区設掲示板（前期）192箇所、（後期）191箇所 その他区内施設
内 容	金賞作品のポスター2点のうち1点を掲出して、環境保全を呼びかけた。 （前期）令和元年度金賞作品 （後期）令和2年度金賞作品



（令和2年度 環境保全ポスター図案コンクール 金賞作品2点）

2 文京版クールアース・デー

区民が地球環境の大切さを実感し、家庭や職場における地球温暖化対策への取組を促すことを目的として、平成22年7月より毎月7日を「文京版クールアース・デー」としました。

区では、「文京版クールアース・デー」のイベント、「クールアースフェア」を開催しています。令和2年度は、7月3日に「クールアースフェア ～節電・省エネ2020～」を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止しました。

写真は過去に実施した様子です。



(排水溝の油汚れを模型等で実演の説明)



(エコカルタ)



(工作「人魚の小物」)



(区民ひろば会場の様子)

クールアース・デーの毎月7日に各家庭や事業所で省エネルギーや地球温暖化対策に取り組むため、月ごとの取組テーマを定めて、区報ぶんきょう等に掲載しています。月ごとの取組テーマは、以下のとおりです。

実施月	文京版クールアース・デー 「月ごとの取組テーマ」
4月	台所のエコ（冷蔵庫・ガスコンロ・食器洗い・生ごみの減量）
5月	グリーンカーテンを作ろう
6月	省エネラベルの紹介
7月	まちなかでの暑さ対策をしよう
8月	冷房の工夫、クールビズ・クールシェア
9月	節水の工夫（食器洗い・洗濯・お風呂等）
10月	グリーンコンシューマーになろう

11月	車の利用の工夫（エコドライブ10のすすめ）
12月	暖房の工夫（エアコン・電気カーペット等）
1月	食生活とエコ（買い物・調理・食事）
2月	家庭・事業所における省エネ（環境家計簿・省エネルギー診断）
3月	照明の工夫（取替・掃除・処分）

3 親子環境教室（文京 eco カレッジ）

令和2年度は、環境に対する意識の高揚を図るため、学習の環境や機会を提供することを目的として、区内の親子等を対象に環境教室を6回実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

写真は過去に実施した様子です。

「お天気教室
～大雨！そのとき、どうする～」



「うちわづくり 間伐材の工作
木ってだいじなの？」



「生き物のふしぎを探ろう」



「温暖化で地球はどうなるのかな？」



「この木何の木？
「樹木博士になろう」



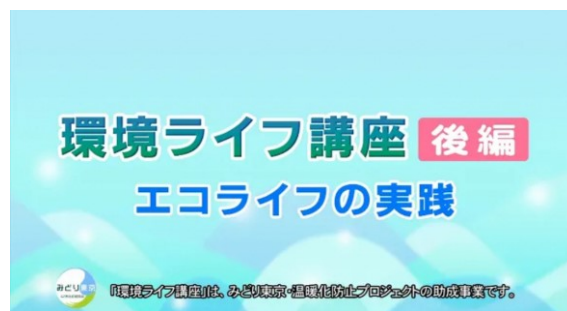
「お天気教室
～大雨！そのとき、どうする？～」



4 環境ライフ講座（文京 eco カレッジ）

平成 19 年度より、環境保全に対する啓発活動を担う人材を育成し、区内の環境保全活動を活性化させることを目的として講座を開催しています（旧 環境学習リーダー育成講座）。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、CATV 番組を活用した周知・啓発を行いました。番組は「前編 文京区における地球温暖化への取組」と「後編 エコライフの実践」を放映し、区の温暖化対策の紹介や身近な取組について情報発信を行いました。



5 環境ライフサポーター制度

環境ライフ講座の修了生や、区内で活動する環境活動団体の方の環境保全活動を支援するため、平成 27 年度より「環境ライフサポーター」制度を始めました。環境ライフサポーターの登録後、文京区の環境保全イベント等に参加していただくことで、環境保全活動の輪が広がっていくことを目指しています。

活動内容は、区の環境保全イベントに運営側の立場で事業に携わり、環境保全の啓発をしています。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動は中止しましたが、環境ライフサポーターの皆様へ「環境ライフサポーター便り」を送付しました。

6 わが家の省エネチャレンジ事業

省エネルギー及び環境保全に寄与する行動の促進を目的とし、家庭内の省エネルギーに取り組む「わが家の省エネチャレンジ」事業を実施しました。令和 2 年度では 26 世帯にご参加いただき、8 月から 3 月の任意の 3 か月間、各ご家庭で省エネルギーに取り組んでいただきました。その結果、電気 11 世帯、ガス 11 世帯の方々が昨年同月と比べ、使用量を削減することができました。

V 新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成

地球温暖化の原因となる温室効果ガス発生の抑制に効果のある、太陽光発電システム等の新エネルギー機器や省エネルギー機器を設置する区民、中小企業者等に対し、その経費の一部を助成することにより、これらの機器の普及促進を図りました。

1 申請期間

- (1) 第1期：令和2年5月1日～令和2年7月31日
- (2) 第2期：令和2年8月1日～令和2年11月30日
- (3) 第3期：令和2年12月1日～令和3年3月1日

2 助成実績

種類	助成対象機器の要件	助成金額	助成件数	
			第1期	第2期
住宅用太陽光発電システム	一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FGS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けた設備	5万円/kW （上限20万円）	第1期	8
			第2期	4
			第3期	7
家庭用燃料電池（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会【FCA】認定等の要件を満たした設備	15万円/基	第1期	17
			第2期	19
			第3期	8
家庭用蓄電システム	太陽光発電システムもしくは家庭用燃料電池と常時接続するリチウムイオン蓄電池等で構成され、環境共創イニシアチブの認定設備	1万円/kWh （上限10万円）	第1期	5
			第2期	5
			第3期	17
雨水タンク	屋根等に降った雨水を貯留するために作られ、一般に販売された既製品で、二次利用水として再利用できる容量50L以上のタンク	経費の2分の1以内 （上限2万円）	第1期	0
			第2期	0
			第3期	1
断熱窓	既存の単板ガラス窓からの改修工事で、内窓設置、外窓交換、ガラス交換のいずれかを1居室単位で施工した、環境共創イニシアチブの認定設備	経費の10分の1以内 （上限15万円）	第1期	1
			第2期	4
			第3期	5

VI 生物多様性に関する施策

1 文京区生物多様性地域戦略協議会

文京区における生物多様性の理解を深め、その重要性を共有し、地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に推進するために、平成31年3月に『文京区生物多様性地域戦略』を策定しました。

本戦略では身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の発展・再生のバランスを取るにより、自然と共生した持続可能な社会を実現することを目的としています。

令和2年度は、本戦略の更なる取組を進めるため、「文京区生物多様性地域戦略協議会」を以下のとおり2回開催しました。

(1) 委員構成等

委員 14名以内：学識経験者2人以内、公募委員5人以内、

区内関係団体の推薦による者6人以内、区内事業者の代表1人

幹事：企画政策部長、区民部長、アカデミー推進部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、教育推進部長、施設管理部施設管理課長

委員任期：2年以内（再任有）

(2) 開催状況

第1回 令和2年10月（書面開催）

文京区生物多様性地域戦略に基づく実績報告について

2 文の京生きもの写真館

区の生物多様性の現状を把握・周知し、生物多様性を身近なものとしての理解・浸透を図るため、区のホームページに「文の京生きもの写真館」を開館しています。集まった区内動植物写真を活用した、季節の生きものアルバム（春夏・秋冬）を、区ホームページに掲載しました。

3 親子生きもの調査

身近な自然を題材に、環境保全を親子で一緒に楽しく学び、地域の環境について考える「親子生きもの調査」を、区内小学生親子を対象に開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、中止としました。

Ⅶ 喫煙とポイ捨て禁止等に関する啓発

区では、令和2年7月1日に「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」を施行し、区内全域で指定喫煙場所以外での公共の場所における喫煙及び吸い殻のポイ捨てを禁止しています。また、屋外の公共の場所以外の場所において喫煙をするときは、喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮するとともに、たばこの吸い殻を灰皿に捨て、又は持ち帰るよう努めなければならないと定めています。

1 喫煙等禁止周知・啓発キャンペーンの実施

区内各駅周辺において、地元町会等の協力のもとメッセージ付きの啓発用ポケットティッシュを配布するなど周知・啓発キャンペーンを予定していましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

2 掲示物等による周知・啓発

路面シートや電柱看板の設置及び地域の方々にご協力をいただきながら、啓発ポスターやステッカーなどの掲示を行い、注意喚起を図っています。また、都営バスにおいても啓発放送を行っています。

- (1) 路面シート及び電柱看板
〔路面シート〕



- 〔電柱看板〕



- (2) 啓発ポスターの区設掲示板への掲示
掲示期間：7月6日～7月13日 3月1日～3月8日

- (3) 都営バス及びBーぐるにおける啓発放送
都営バス及びBーぐるの車内放送で公共の場所における喫煙とポイ捨ての禁止を呼びかけています。

(4) その他の掲示物

〔ステッカー〕



〔チラシ〕



〔雨水ますシート〕



〔プレート〕

A4



A3



A3



〔マグネットシート〕（庁有車）



3 喫煙マナーアップ活動

区民や地域活動団体及び事業者が行う喫煙マナーの向上、地域の環境美化の促進のための自主的な取組に対し、啓発用品（ビブス・帽子・火ばさみ等）の無償貸与や、ボランティア保険への加入など、活動するために必要な支援を行っています。

令和2年3月末現在の団体数：4団体

4 屋内喫煙所設置費等助成

喫煙者と非喫煙者の共生を図ることを目的として、屋内喫煙所の設置及び維持管理に係る費用を助成しています。

(1) 助成内容

助成対象経費	助成率	限度額	内容	支払われる時期
設置経費	100%	400万円	内装改修工事費、備品購入費など	工事終了後、請求書に基づき支払い
維持管理費	100%	各年度 60万円	電気代、水道代、ごみ処理委託費用など	1年ごとに請求書に基づき支払い

(2) 助成実績

平成 30 年 3 月 23 日（運営開始日）：
ローソン御茶ノ水MKビル店（湯島 1-8-2）



平成 31 年 3 月 18 日（運営開始日）：
ホテル機山館（本郷 4-37-20）



平成 31 年 3 月 27 日（運営開始日）：
セブン-イレブン文京湯島 3 丁目店
（湯島 3-14-9）



VIII その他の環境対策

低公害車の管理・購入について

低公害車とは、自動車から出る大気汚染物質の少ない自動車を指します。最近では燃費性能の優れた自動車を含め、環境負荷の少ない自動車を総称しています。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド車が一般的には知られています。

東京都内では粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx）など自動車の排出ガスに起因する健康被害が懸念されているため、東京都では大気汚染の対策として、「東京都環境確保条例」に基づき、自動車からの排出ガス規制を強化するとともに、「東京都自動車環境管理指針」を定め、事業者の、計画的な低公害車の導入や自動車使用の合理化を図っています。

また、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では自動車排出ガスによる大気汚染の早期改善に向けて、平成8年3月から低公害車を指定してきました。低公害車の指定制度により、窒素酸化物等の排出ガスの評価とともに地球温暖化対策にも配慮して燃費性能の評価を行い、環境負荷の少ない自動車を指定してその導入を広く一般に推奨しています。

区の対応としても、東京都が指定する低公害車の導入を検討し、車両買替え時に使用目的や耐用年数、走行距離等を勘案して、必要台数を精査しながら順次低公害車への切替えを進めています。また、燃料及び走行距離については、庁有車を保有する部署ごとに徹底して管理を行い、エコドライブの実践等を含めて適正利用を実施しています。

令和2年度 文京区自動車保有台数

所属部	所管課	R2年度 保有台数(台)
総務部	総務課	6
	防災課	2
	危機管理課	1
保健衛生部	生活衛生課	2
土木部	管理課	1
	道路課	8
	みどり公園課	3
資源環境部	文京清掃事務所	7
	文京清掃事務所 本郷分室	3
	文京清掃事務所 播磨坂清掃事業所	18
教育推進部	学務課(八ヶ岳高原学園)	1
合計		52

※車両内訳（資源環境部 28 台・その他部署 24 台）

電気自動車 5 台、ハイブリッド（乗用車・清掃車）21 台、その他低公害車 24 台
小型特殊自動車 2 台

文京のかんきょう
(令和3年度版)

発行：文京区資源環境部環境政策課

令和3年9月